

令和7年7月1日

住宅政策本部

「東京とどまるマンション」の補助金等の受付を開始します ～太陽光発電及びV2X設置、給排水管点検調査等を支援～

災害時にマンションで在宅避難しやすくするためには、停電時でも水の供給やエレベーターの運転ができることが重要です。

これまで、都は「東京とどまるマンション」を対象に、非常用電源の補助を行ってきたところですが、このたび、新たに、停電時でも水の供給やエレベーターの運転に必要な電力を供給できる太陽光発電設備やV2X設備（※）の設置への補助を開始します。

併せて、備蓄倉庫の設計費用への補助や、給排水管の改修方法のアドバイス等を行う専門家無料派遣を開始しますので、お知らせします。

この機会に、これらの補助等を活用して災害時に備えましょう。

※V2X設備：主に、平時は電気自動車等への充電、停電時は電気自動車等からマンションのエレベーター運転等への電力供給を行うための設備



記

とどまるマンション促進課長
「トドまるくん」

1 補助事業

(1) 東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電及び V2X設備導入促進事業補助金（詳細は別紙1参照）



下表の設備を設置する費用を補助します。（新築マンションを除く）

種類	補助率	上限額	申請期間
太陽光発電設備・ V2X 設備	3/4	合計で 3,000 万円	令和7年7月1日から 令和8年1月15日まで

※ 非常用電源（発電機又は蓄電池）については、令和7年5月7日より受付を開始しています。
原則、太陽光発電設備・V2X設備は、蓄電池と併せて設置する場合が補助の対象です。

(2) 東京とどまるマンション備蓄倉庫導入促進事業補助金

マンションに備蓄倉庫を設置するための検討・設計費用を補助します。
（新築マンションを除く）



【補助率】 1/2、【上限額】 25 万円

【対象】 備蓄倉庫の設置場所や規模などの検討・設計を建築士に委託する費用

【申請期間】 令和7年7月1日（火曜日）から令和8年1月15日（木曜日）まで

(3) 申請受付窓口：東京とどまるマンション補助金受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

☎ 03-5989-1547

（次ページへ続く）

本件は「[2050 東京戦略](#)」を推進する事業です。
戦略 22 防災「地域防災力の強化」



2050東京戦略
～東京 もっとよくなる～

2 給排水管点検調査の専門家派遣（詳細は別紙2参照）

築30年以上のマンションを対象に、古くなった給排水管を調査・点検し、給排水管の改修方法や、大規模な地震の後に管理組合等が給排水管の損傷の有無を確認する点検方法等を提案するため、専門家を無料で派遣します。



【費用】無料

【申込方法】東京都建築士事務所協会HP又はFAX（別紙2裏面の申込書）

【申込期間】令和7年7月1日（火曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで

※先着順で申込みを受け付け、予定件数(20件)に達した時点で受付を終了します

○申込窓口（受託者）：一般社団法人東京都建築士事務所協会

☎ 03-6228-0183



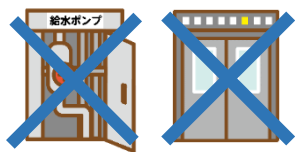
分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

災害時に備えて 非常用電源・太陽光発電・V2X設備(※)、 浸水対策設備を導入しませんか？

補助

事業名：東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業
東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業

※V2X設備：電気自動車等への充電及び電気自動車等からエレベーター運転等のための電力供給を行うもの



マンションは災害時の停電や浸水などにより
水道やエレベーターが停止することがあります。



災害時も安心してマンションにとどまるために検討しましょう！

新規

太陽光発電設備



非常用電源(蓄電池設備)



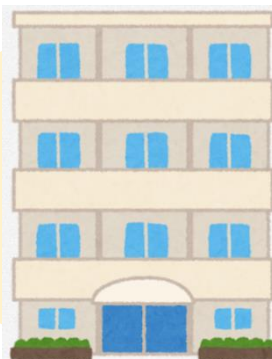
新規

V2X設備



又は

非常用電源(発電機設備)



エレベーターの運転



各住戸への水の供給

：補助対象(裏面を参照ください)

このほか、非常用電源を守る止水板等の浸水対策にも補助があります。

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しています。
「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください。



とどまるマンション促進課長
“とどまるくん”



補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、非常時における給水及びエレベーター運転のための設備(非常用電源、太陽光発電設備、V2X設備)の設置費用や、電源を浸水から守る対策の費用を補助します(新築マンションを除く)。補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

【共通】

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

【非常時における給水・EV運転に必要な設備】

●補助の対象となるもの 停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給に資するもの

種類		補助率	上限額	申請期間
非常用電源	発電機	1/2	1,500万円	令和7年5月7日から 令和8年1月15日まで
	蓄電池	3/4	1,316万円かつ 18.8万円/kWh	
新規	太陽光発電設備	3/4	合計で 3,000万円	令和7年7月1日から 令和8年1月15日まで
	V2X設備			

※太陽光発電設備及びV2X設備については、蓄電池を設置する場合に限ります。

※太陽光発電設備及びV2X設備については、原則としてその両方を設置する場合に限ります。

【浸水対策】

●補助の対象となるもの 止水板、防水扉、防水シャッターなどの改修費用、浸水対策のための調査・企画費用

	補助率	上限額	申請期間
改修、調査・企画	1/2	75万円	令和7年5月7日から 令和8年1月15日まで

※浸水想定区域等に位置し、非常用電源を設置しているマンションが対象です。

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください。



「東京とどまるマンション」の登録
要件はこちらにてご確認ください。



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション」受付事務局 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について ☎ 03-5937-1173

補助金について ☎ 03-5989-1547

「非常用電源・太陽光発電設備・V2X設備」又は「浸水対策」の補助についてとお伝えいただくとスムーズです。

東京とどまるマンション給排水管点検調査のご案内

大規模な地震の後には、給排水管が老朽化していると、損傷等によりトイレや水道が使用できなくなる可能性があります。

そこで、古くなった給排水管を調査・点検し、給排水管の改修方法や、大地震後に損傷の有無を確認する点検方法等を提案する専門家を派遣します。利用は**無料**です。

この機会に災害への備えを進めてみませんか？



とどまるマンション促進課長
「トドまるくん」

派遣内容

対象

- ①東京とどまるマンションの登録マンション
- ②築30年以上
- ③全面的な給排水管の取替えを実施していないこと。

費用

無料

①調査・点検

過去の修繕状況のヒアリング、設備図・修繕履歴等の資料の確認をします。その後、目視可能な範囲で非破壊による調査・点検を行います。

②提案

①の調査結果を踏まえ、給排水管の改修方法や、給排水管の損傷の有無を確認する点検方法等の提案を行います。

申込受付期間 令和7年7月1日（火）～令和8年1月30日（金）

※ 募集数は、**20件**を予定しています。

申込数が募集数に達したときは、申込みを締め切ります。

お申込みやお問合せについてはこちら

一般社団法人 東京都建築士事務所協会（受託者）

☎ 03-6228-0183

<https://www.taaf.or.jp/kyuhaisui/>





東京とどまるマンション給排水管点検調査

申込先

(一社) 東京都建築士事務所協会 ☎ 03-6228-0183

申込方法

以下のいずれかの方法でお申込みください。

ホームページ

右記の東京都建築士事務所協会HPから
申込手続きを行ってください。

<https://www.taaf.or.jp/kyuhaisui/>

FAX

下記の申込書に必要事項をご記入いただき、
FAXしてください。

03-3203-2602

- ▶ 築30年以上の全面的な給排水管の取替えを実施していない東京とどまるマンションが対象です。
- ▶ 申込が募集数(20件)に達したときは、申込みを締め切ります。

「東京とどまるマンション給排水管点検調査」申込書

東京とどまるマンション登録情報	登録年月日	年	月	日	登録番号【必須】	
マンションの概要	名称					
	所在地					
	竣工年 【必須】	年	戸数	戸	階数	階
給排水管の取替履歴【必須】	☐ なし ☐ 一部あり(詳細:)					
設備図	☐ あり(図面の提供 可・不可) ☐ なし					
専有部への立ち入り	☐ 可(排水管の点検 ☐ あり・なし) ☐ 不可 ☐ 不明					
	※立ち入りは必須ではありませんが、立ち入りできることが望ましいです。					
申込者 氏名 【必須】	ふりがな				申込者 属性 【必須】	☐ 管理組合理事長
				☐ 賃貸マンション所有者		
				☐ その他()		
申込者 連絡先	ご住所 【必須】	〒				
	電話番号【必須】					※平日の昼間につながる電話番号をお願いします。
	メールアドレス					
備考欄	※今後、給排水管の改修計画がある場合は、差し支えない範囲でご記入ください。					

内容をご確認の上、チェック欄にレ点☑を入れてください。

☐ 申込書に記載のある個人情報について派遣専門家へ提供することに同意します。

※個人情報を本件以外の目的に使用いたしません。同意がない場合は専門家を派遣できない場合があります。



【東京とどまるマンション給排水管点検調査に関するお問合せ】

☎ 03-6228-0183

(一社) 東京都建築士事務所協会

(受付時間: 平日午前10時~午後5時)

✉ kyuhaisui@taaf.or.jp



【東京とどまるマンション全般に関するお問合せ】

東京都住宅政策本部民間住宅部マンション課

☎ 03-5320-5008